石川県精育園の維持管理及び運営等に関する業務の基準

令和４年８月

石　川　県

目　　　　　次

Ⅰ　現在の状況

１　運営理念などについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

２　組織体制などについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

３　利用者支援について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

４　総務関係について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

５　施設概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

６　利用料金について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

Ⅱ　申請にあたっての留意事項について

１　職員配置基準について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

２　県からの職員派遣について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

３　職種ごとの留意事項について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

Ⅰ　現在の状況

1　運営理念などについて

（1）運営理念

①　利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立った支援を実施することにより、豊かで生きがいのある生活を実現するように努めます。

②　明るく家庭的な施設サービスの充実をはかり、地域・家庭との連携を図りながら利用者の福祉の向上をめざします。

（2）基本方針

①　常に利用者の意思や自己決定を尊重し、利用者の福祉の向上をめざし、個別支援計画に基づいた適切な支援を行います。

②　利用者の人権の尊重や権利擁護に努め、家族と共に地域生活の実現をめざした取り組みを進めます。

③　利用者の生活向上を図るため、ボランティアなどの社会資源を積極的に活用しながら、笑顔の絶えない風通しのよい環境づくりを進めます。

④　利用者に対し、健康的かつ必要な栄養面での支援、安全な暮らしに配慮した施設運営を進め、快適な生活の実現をめざします。

⑤　家族及び関係機関との連携の中で地域に開かれた施設をめざし、福祉のセーフティネットの役割を果たす等地域福祉の向上に貢献します。

⑥　職員に対する研修等、自己研鑽を図り、実践的な援助技術を習得して、信頼される施設づくりを進めます。

２　組織体制などについて

（１）名　　称　石川県精育園

（２）組　　織　５課体制（庶務課及び支援関係４課）
（参考資料１参照）

（３）定 員 等
障害者支援施設　施設入所支援　定員１３０人
生活介護　　　定員１３０人
短期入所（併設型）定員４人
日中一時支援事業

（４）利用者との契約に関する業務（参考資料３参照）
①　障害者支援施設
障害者総合支援法に規定する障害者支援施設として、利用者とのサービス利用契約に基づきサービスを提供しています。権利擁護の観点から、成年後見人の必要な利用者に対しては、制度の活用を支援しています。
②　短期入所・日中一時支援事業
能登北部圏域は、障害児・者のための福祉サービス事業所が少なく、多種多様なサービスを選択することは困難であることから、地域福祉のため、在宅支援サービスとして、短期入所及び日中一時支援事業を実施しています。日中一時支援事業については、市町から地域生活支援事業として委託を受けて実施しています。

（５）利用者の状況（参考資料３参照）
２３歳から８６歳までの利用者が生活しています。生活支援第１課・第２課は、同性支援を柱に主として高齢・虚弱、行動障害の方々に対し、健康管理や介護を中心に、生活のリズムの安定を目指した支援を行っています。自立支援課は、男女混合で作業訓練的な要素を多く取り入れた支援をしています。
近年は、高齢化・行動障害の重度化への対応が増大し、作業訓練の縮小や地域生活移行への取組などが課題となっています。

（６）職員配置現員（参考資料１、２参照）
各課にサービス管理責任者を配置し、利用者の状況に応じた１５の活動グループを基本に、生活支援員が連携、協力しながら日中活動支援を行っています。
夜間については、３棟に各２名の夜勤職員と遅番・早番の職員をそれぞれ配置し、支援を実施しています。

（７）強度行動障害への対応

生活環境に対する極めて特異な不適切行動を頻回に示し、日常生活に困難を生じている障害者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう個々の状況、状態に応じた個別支援プログラムを作成して支援しています。支援に当たっては、精神科医に相談しながら取り組んでいます。

また、強度行動障害者以外の利用者についても支援プログラムの検討、カンファレンス、研修会などを行い、施設全体の支援技術の向上に努めています。

（８）会議体系

会議には、定期的に開催している課長会議、運営会議、職員会議、課会議などのほか、事業計画に基づいたプロジェクトチームや各種委員会（権利擁護・安全衛生等）、個別支援計画作成のサービス会議及び入退所会議などがあります。また、運営会議に部会を設け、行事関係や環境など、テーマ毎の部会に職員が参画し、利用者サービス向上に向けた検討を行っています。

（９）苦情解決相談

苦情等（相談、希望、意見等を含む。）については、苦情受付担当者（自立支援課長、各課担当者）が詳しく話を伺うほか、意見箱（声のポスト）や各課でも受け付け、改善に努めています。また、当園を担当する２名の第三者委員が中立な立場から解決に向けての対応にあたっています。

(10) 個人情報の管理

個人情報の記載されたケースファイル等はキャビネットで厳重管理しています。また、電子情報も、紛失事故防止などのためバックアップを取りながらサーバー管理をしています。なお、個人情報の園外への持ち出しについては、原則禁止しています。

(11) 研修・実習生の受入れ

園内において、効果的・体系的な研修を企画・実施しているほか、Web での研修も推奨しております。外部主催の研修へも多くの職員を派遣し、職員の資質の向上を図っています。また、福祉人材育成のために、実習生の受け入れも行っています。

(12) 防災対策

防災訓練計画に基づき、毎月避難訓練を実施しているほか、消防署と連携して総合防災訓練を実施しています。

また、利用者及び職員への防災教育や講習等を行っているほか、安全衛生委員会の設置、施設内環境整備の実施、危険箇所の点検などにより、利用者にとって安全で快適な生活の確保に努めています。

(13) 防犯対策

不審者侵入時の対応マニュアルを作成し、防犯具及び防犯カメラ、１１０番非常通報装置の整備を行ったほか、警察署と連携し、定期的に不審者侵入対策模擬訓練を実施しています。

また、職員への防犯対策に係る講話を受講させるなど、万が一の場合に適切な対応ができるよう務めています。

(14) 感染症対策

感染症対応会議を、毎週の定例会として開催し、情報の収集、対応策の検討と決定を行い、全職員にメールで内容を報告しています。また、BCP（業務継続計画）を策定し感染対策の基準としています。

定期的に感染症や個人防護服の着脱の研修をおこなうとともに、毎年看護協会による園内視察と指導、研修も実施しています。

３　利用者支援について

（１）生活支援

・食事時間　：朝食　7時３０分～８時３０分　　昼食　１２時～１３時
　　　　　　　夕食 17時３０分～１８時３０分

・入　　浴　：基本的に週３回、隔日で提供し、シャワーは適時使用しています。

・居室の種類：個室、２人部屋、４人部屋

・外出や買物：個々の希望を尊重した外出援助を実施しています。

（２）日中活動支援

利用者の障害特性などを考慮し、１５のグループを構成し、日中活動支援を行っています。また、ボランティアの協力を得て、趣味的活動の特別活動も実施しています。

（３）預り金

預り金管理規程を定め、生活支援上必要な現金を通帳管理し、嗜好品購入やおやつ経費などに支出しています。

（４）医療・看護

看護師５名を配置し、定期検診等を実施しています。医師は、非常勤医１名を嘱託して対応しています。関係機関との連携の下、高齢化、重度化に伴う通院業務や薬の管理などを行っています。

（５）給食業務

管理栄養士による栄養ケアマネイジメントを実施、多種職による嚥下評価を行い、利用者の個々の栄養状態に合わせた食事の提供や食事形態への対応をしています。また、嚥下困難な方には、とろみ食・ソフト食も提供しています。さらには、セレクト食の実施、行事食の提供も行うほか、有料による食事提供を実施しています。

（６）事故防止の取組

運営会議の権利擁護委員会でインシデント報告に関する集計・分析を行い、その結果等に基づき課長会議等において必要な対策について検討し、結果を職員会議等で周知して事故防止に取り組んでいます。

（７）人権擁護の取組

身体拘束に関する指針をはじめとする各種マニュアル等の整備を行い、職員に周知徹底しているほか、職員に対する虐待防止研修を実施しております。また利用者の意見や思いを受け止め支援に反映することにも努めています。

（８）行事の実施

利用者を対象とした「バス旅行」「夏祭り」などや、施設開放や地域交流を目的とした「障害者週間」、ボランティアの方々による催し物の開催など、多くの行事が行われています。

（９）ボランティアの受入れ

芝刈り等の環境整備をはじめ、園内での喫茶サービスの提供や音楽演奏など、多くのボランティアの方々のご協力をいただき、利用者の生活を支えていただいています。

(10) 機関誌等の発行

年２回発行している広報誌「いぬわし」やホームページにより、施設の情報の周知に努めています。

(11) 保護者会との関わり

保護者会では、総会などの定期的なものに加え、必要に応じて役員会など、園の運営に関する意見交換などが行われています。

園では、各種サービスや行事等について、保護者会の要望等を踏まえながら実施しており、行事には、保護者の皆様からも積極的に参加・協力をいただいています。

(12) 地域生活移行への取組

利用者の望む暮らしを検討し、グループホームなどの地域生活への移行に取り組むとともに、必要に応じてフォロー体制を組み、安心して地域で暮らせるよう支援しています。

また、町内の各種行事に参加し自閉症啓発週間、障害者週間ＰＴによる活動に取り組み、障害者への理解を深めていただくなど、共生社会の実現に向けた取組も行っています。

(13) 関係機関との連携

地域自立支援協議会の定例会、全体会、専門部会への参加や、輪島市への障害支援区分審査会への職員派遣など、市町等の関係機関との連携を図りながら活動しています。

４　総務関係について

（１）収支予測［令和５年度］

歳入計　５８８，０００千円（指定管理料を除く）

歳出計　６０７，９００千円

（２）清掃業務

庁舎清掃業務委託による清掃（年２回）や受水槽清掃（年１回）などを実施しています。

（３）修繕工事

施設・物品については、経年劣化や損傷による修繕を随時行っています。

（４）その他主な委託業務

建物構造の点検、建築設備及び防火設備の点検（建築基準法）、消防用設備保守点検（消防法）、浄化槽維持管理業務、給食作成業務等を委託しています。

５　施設概要

（１）公有財産管理状況［令和４年４月１日現在］（参考資料４参照）

①　土地　面積：１２，９５５．８９㎡、価格：１３１，１７０千円

　北陸電力（株）七尾支社、穴水町等に電柱や防災行政無線中継局・アンテナ等設置のため、金沢河川国道事務所に土砂仮置きのため、土地の一部を使用許可しています。

②　建物　１２棟（本館、ファミリーハウス等）

　延床面積：６，７５４．３５㎡、価格：５６５，７３８千円

③　工作物　１４件（築庭、防火水槽、渡り廊下等）価格：２４９，２３８千円

（３）物品等管理状況

①　備品（参考資料５参照）

　８６０点（机、椅子等）

②　自動車使用状況

　普通四輪乗用自動車　２台、小型四輪乗用自動車　１台、　　計３台

６　利用料金について

　施設の利用料は、石川県障害者支援施設等条例第３条第２項に定める額とします。

　なお、当該規定を受けて石川県障害者支援施設等条例施行規則第２条で「実費相当額で知事が定める額」と規定するもののうち、現在施設において利用者が負担しているものは以下のとおりです。

　日用品費：　　月額　３２０円

Ⅱ　申請にあたっての留意事項について

申請にあたっては、以下の点について留意してください。

１　職員配置基準について

職員配置については、「障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第172号（※令和３年３月23日厚生労働省令第55号改正）。以下「指定基準」という。）を遵守してください。

２　県からの職員派遣について

県職員の派遣を予定していますので、これを踏まえて職員配置計画を作成してください（下表参照）。

なお、以下の点について留意してください。

・下表の人数及び概算人件費は、正規職員及び再任用フルタイム職員について現時点で想定される最大数についてのものであり、実際の派遣人数や給与改定の状況等によって、変更が生じる場合があります。

【参考：県からの職員派遣想定数】

職種	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
福祉指導員	８人	７人	５人	４人	４人
上記派遣に係る概算人件費	56,800千円	44,000千円	29,800千円	24,600千円	24,600千円

３　職種ごとの留意事項について

１、２によるほか、以下に留意して職員配置計画を作成してください。

（１）園長　１人

①　指定基準における「管理者」として、法人採用の正規職員を充てること。

②　常勤かつ専従とし、他の職と兼務しないこと。

（２）生活支援員等　７４人以上（うち常勤６４人以上）かつ１週あたりの総勤務時間数が2,820時間以上

※令和５年度のみ常勤５９人以上、総勤務時間数2,796時間以上

①　県派遣職員のうち、福祉指導員、看護師は生活支援員等７４人以上に含めることができること。

②　利用者サービスの充実に向け、指定期間中の常勤（正規）職員に関する配置計画を作成すること（募集要項の別紙様式３「事業計画書」の１０（２）参照）。

③　利用者支援に従事する生活支援員については、下記の正規比率を目標として正規職員を確保する計画とすること。

なお、県からの派遣予定職員はすべて正規職員として計算すること。

（「職員配置現員」参考資料１①参照）

【生活支援員等の正規職員比率の数値目標】

年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
正規比率 （正規職員数／生活支援員等の総数×100）	８０％	８６％	８６％	８６％	８６％

※「生活支援員等」とは、生活支援員、保育士等の直接処遇職員を言い、サービス管理責任者を含み、管理者・看護職員は除く。

（３）看護職員　３人以上

うち２人以上を常勤の看護師とすること。

（４）管理栄養士又は栄養士　１人以上

常勤とし、原則として管理栄養士とすること。

（５）その他の職員

指定管理業務の実施に必要な人数を、県職員の派遣想定を考慮して配置すること。